



あなたの血管は大丈夫？ 健康づくり講演会

図 健康推進課健康推進係
(TEL 81・1622 FAX 81・0703)

市では、信州大学教授の本郷実さんを講師に迎え、中性脂肪やコレステロールなどの脂質異常症について講演いただく「健康づくり講演会」を開催します。参加は無料です。お気軽にお出掛けください。

●日時 7月3日（土）

午後1時30分～3時30分

●場所 穂高健康支援センター

障害者相談支援センター「あるぶ」 市の中核センターに

図 社会福祉課障害福祉係
(TEL 81・0724 FAX 81・0703)
または松本圏域障害者相談支援センター「あるぶ」
(TEL 73・4664 FAX 73・2265)

松本圏域自立支援協議会では、本年度から松本市、塩尻市、安曇野市の3市に障害児・障害者相談支援のための中核センターを設置し、地域ごとに相談体制を整えて

2010信州ねりんピック 出展作品の募集

図 (財)長野県長寿社会開発センター
(TEL 026・226・3741)
図 高齢者介護課高齢者福祉係
(TEL 81・0731 FAX 81・0703)

高齢者が創作活動を通じて、生きがいや健康づくりを行い、明るく活力ある長寿社会の実現を目指して開催される「信州ねりんピック」高齢者作品展の出展作品を募集します。

●出品者資格

県内在住の60歳以上（昭和26年4月1日以前に生まれた人）でアマチュアの人

●募集部門

日本画、洋画、彫刻、手工芸、書、写真の6部門

●申し込み 8月10日（火）まで

に穂高健康支援センター内高齢者介護課窓口に備え付けの作品展出品票（所定用紙）に必要事項を記入し、お申し込みください。

※出品規格などの詳細については、募集案内をお取り寄せください。

●作品搬入 8月31日（火）まで

に穂高健康支援センター内高齢者介護課まで作品を梱包（こんぼう）のうえ持参してください。



新規就農者を応援します！ 生活支援金の給付

図 農政課集落支援係
(TEL 77・3111 FAX 77・6060)

市内で新たに就農した人、就農に向けて研修を受けている人を対象に生活支援金を給付します。

●応募資格 認定就農者のうち、

就農してから3年以内、または里親研修制度による研修を受けている人。ただし、次に該当する場合を除きます。

① 県農業担い手育成基金の「先進的農家での研修費」を受給している者（予定者を含む）

② 市営新規就農住宅に居住する者

③ 国・県・市、その他の公的団体から就農者育成・生活支援の目的で月額3万円以上の給付を受けている者。

④ 親族の認定農業者と一緒に経営している者

⑤ 企業等に常勤雇用されている者

●定員 3人程度

●給付額 月額5万円（最長3年間）ただし、給付期間満了後、市内に居住し、農業に5年間従

になります。

市ではこれを受け、本年度の該当者に予防接種予診票を発送します。

●対象者

4月1日現在3歳のお子さんおよび本年度中に3歳になるお子さん（通知は誕生月の前月末に発送します）

※第1期定期予防接種対象年齢

（6カ月～7歳半未満）のお子さんのうち、本年度の対象者以外で予防接種を希望する場合は予診票を発行します。穂高健康支援センター内健康推進課または各保健センターまでご連絡ください。

※第2期定期予防接種対象年齢

（9歳～13歳未満）および7歳半を過ぎてしまったお子さんへの対応については、今後、国の方針が決まり次第お知らせします。



内閣総理大臣名の書状を贈呈

先の大戦において、戦地等に派遣され、戦時衛生勤務に従事した旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦（慰労給付金受給者を除く）の皆さんに対して、そのご労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状が贈呈されます。詳しくは下記までお問い合わせください。

●請求期限 平成23年3月31日（水）

図 総務省大臣官房総務課管理室業務担当
(TEL 03・5253・5182)

「社資募集」にご協力をお願いします

日本赤十字社では、皆さんから寄せられる社費と寄付金により支えられ、災害救護を始め、地域の奉仕活動、社会福祉支援などを行っています。安曇野市地区においては、6月より社資の募集活動を行っています。皆さんの一層のご理解と温かいご支援をお願いします。

図 日赤安曇野市地区事務局
(穂高健康支援センター内社会福祉課)
(TEL 81・0716 FAX 81・0703)



事業名	対象品目	補助率	実施要件	助成対象者
防霜ファン・防風網の整備	りんごなど	1/2以内	10%以上で、果樹共済に加入していること	産地計画で産地の担い手とされた農業者
条件不利園地の廃園（伐採）	りんご（わい化含む）	定額 (8万円/10%)	2%以上で、廃園面積と同等以上の別な園地を担い手へ集積すること	すべての農業者
特認植栽 (水田等への植栽)	すべての果樹	1/2 以内	2% 以上	産地計画で産地の担い手とされた農業者
小規模園地整備 ①園内道の整備 ②土壌土層改良 (簡易な暗渠)	すべての果樹	1/2 以内	①10%以上 ②2% 以上	
優良品種 ・品目への改植	①りんご（わい化へ） ②りんご（普通樹へ） ③その他の果樹	①定額(32万円/10%) ②定額(16万円/10%) ③ 1/2以内	2% 以上	